最終更新日：2016年12月9日
アイビーシー株式会社
代表取締役社長 加藤　裕之
問合せ先：03-5117-2780
証券コード：3920
http://www.ibc21.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方 更新

1．当社は、株主の権利が実質的に確保され適切に行使できるよう、環境の整備を行ってまいります。
　また、株主の平等性の確保にも十分配慮いたします。
2．当社は、株主、取引先、従業員及び地域社会をはじめとする様々なステークホルダーを尊重し
　適切な協働に努めるとともに、健全な事業活動に資する企業文化・風土を醸成いたします。
3．当社は、会社情報を適切に開示し透明性を確保いたします。
4．当社の取締役会は、経営の基本方針等、重要な業務執行の決定、機動的な業務執行体制の確立、
　経営監督機能の充実などの責務を適切に果たします。
5．当社は、当社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、株主との間で建設的な
　対話を行います。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1－2(4)】
当社は現在、株主構成やコスト等を勘案し議決権の電子行使や招集通知の英訳に対応しておりませんが、今後の株主構成の変化等、状況に応じて検討を進める方針としております。

【補充原則3－1(2)】
当社は現在、海外投資家比率が低いため、英語による情報の開示・提供を行っておりませんが、今後株主構成の変化等、状況に応じて検討を進める方針としております。

【補充原則4－2(1)】
当社では持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして、経営陣へストックオプションを付与しておりますが、中長期的な業績と連動する報酬の割合や、現金報酬と自社株報酬との割合についての具体的な設定につきましては、今後検討を進める方針としております。

【原則4－8．独立社外取締役の有効な活用】
当社の独立社外取締役は1名でありますが、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有し、社外取締役独自の外的な視点から各取締役や監査役、経営陣等と頻繁に意見交換を行っており、当社の独立社外取締役としての責務を十分に果たしていると考えております。
また、2名の独立社外監査役も、公認会計士としての豊富な経験を有し、経営陣とのコミュニケーションを適宜図っており、現時点においては、独立社外役員3名により、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に寄与するための役割・責務を十分果たしていると考えております。
しかしながら、今後当社の事業規模が拡大した場合には、社外取締役を増員する必要があると認識しており、候補者の選任を検討する方針としております。

【補充原則4－10(1)】
経営陣幹部・取締役の指名・報酬などについて、現時点では任意の諮問委員会を設置して検討しておりませんが、当社の取締役会では、社外監査役も含めた独立社外役員の適切な関与・助言を得て十分な審議がつくされており、取締役会の機能の独立性・客観性と説明責任が担保されていると考えております。
今後、事業規模の拡大等に伴い、必要が生じた場合には任意の諮問委員会の設置も検討することとしております。

【補充原則4－11(3)】
当社の取締役会では、取締役会全体の実効性についての分析・評価を行っておりませんが、各役員に取締役会資料を原則として 事前配布し、審議時間を十分に確保することや、監査役も交えた自由闊達で建設的な議論・意見交換の実施などにより、取締役会全体の実効性を担保するよう努めております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1－4．いわゆる政策保有株式】
当社では、政策保有の上場株式を持たないことを基本としつつ、中長期的な企業価値向上に必要と認められる場合には、例外的に株式の政策保有を検討・実施する方針としております。保有の合理性を検証するために、政策保有株式については、取引関係の強化に伴い得られる中長期的収益等を総合的に勘案し、保有の合理性を定期的に検証することとしております。
また、株主としての権利を適切に行使すべく、原則として、全ての議案に対して議決権を行使することとしております。
適切な議決権の行使にあたっては、発行会社が適切なガバナンス体制を構築し、中長期的な企業価値

向上につながる適切な意思決定を行っているか等、総合的に賛否を判断する方針としております。

【原則１－７．関連当事者間の取引】
当社では、役員や主要株主等との取引(関連当事者間の取引)を行う場合には、当該取引が当社及び株主共同の利益を害することのないよう、法令・社内規程に従い、取締役会での承認を得ることとしております。また、当該取引の経過及び結果並びにその他重要な事実については、取締役会において適切に報告することとしております。

【原則３－１．情報開示の充実】
当社では、法令に基づく開示を適切に行うことに加え、意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、以下のとおり主体的な情報発信を行う方針としております。
１．当社は、経営理念を当社ホームページに開示しております。
また、経営戦略の進捗状況等については、当社ホームページ内のIR専用サイトに掲載する決算説明資料等において開示する方針としております。
２．当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方は、本報告書の冒頭にて開示しております。
３．取締役の報酬については、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内で、個々の職責及び実績、経営内容や経済情勢を勘案し、社外取締役の意見も聴取しつつ、取締役会における審議を経て決定する方針としております。
４．取締役候補者の指名に際しては、人格・見識に優れ、善管注意義務を適切に果たす者であることに加え、専門分野を考慮し、多様な観点から当社の企業価値向上に資すると考えられる者を選出する方針としております。
監査役候補者の指名に際しては、監査役会の同意の下、当社の経営理念を理解し、適切な監査を行うに十分な専門知識や経験・見識、独立性を有していると考えられる者を選出する方針としており、財務・会計に関する適切な知見を有する候補者を１名以上選任するよう努めております。
５．取締役・監査役候補の指名を行う際の選任理由は、株主総会招集通知に記載することとしております。

【補充原則４－１(１)】
取締役会は、持続可能な成長と企業価値向上のため監督機能を発揮するとともに、法令や社内規程で定められた重要な事項について、公正な判断基準に基づき、意思決定を行っております。
また、社内規程で業務執行に関する役職者の責任と権限を定めて、決裁権限を委譲しております。

【原則４－９．独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】
当社では、会社法に定める社外取締役の要件、及び金融商品取引所が定める独立性基準に従い、独立役員である社外取締役を選任しております。

【補充原則４－11(１)】
取締役会は、専門知識や経験等の領域が異なる多様性を有する取締役で構成することとし、取締役の総数については、定款の範囲内で効果的かつ効率的な機能発揮に適正と考えられる員数を維持する方針としております。

【補充原則４－11(２)】
当社は、取締役・監査役に対し当社の役員としての責務を適切に遂行できるための時間を確保するよう求めております。
取締役・監査役が他の上場会社の役員を兼任する状況については、本報告書のほか、有価証券報告書、株主総会招集通知にて開示を行っており、その数は合理的な範囲であると認識しております。

【補充原則４－14(２)】
当社では、取締役・監査役を対象とし、社外の専門家を講師とした研修会等を開催しております。
そのほか、取締役・監査役が第三者機関主催の研修会等へ参加する機会を設けております。

【原則５－１．株主との建設的な対話に関する方針】
当社は、株主との建設的な対話を通して、持続的成長と中長期的な企業価値向上を実現すべく、以下の対応を実施する方針としております。
１．株主との対話は、IR所管部署が中心となって担当し、当該部署の管掌役員が株主との対話全般について統括することとしております。
２．IR所管部署は、株主との対話に際して、代表取締役社長を筆頭とする経営陣幹部・取締役及び関連部門とその内容を検討し、説明者の選定も含め、適切な対応を行うように努めることとしております。
３．株主との面談の機会を多く設けるため、株主総会のほかに定期的に会社説明会等を開催し、また、ホームページを通して適時適切な情報発信に努めることとしております。
４．会社説明会等の場を通して寄せられた株主、投資家等からの意見は、各取締役間で共有し、経営戦略に反映するよう努めることとしております。
５．株主との対話に際しては、社内規程に基づき未公表のインサイダー情報の管理を徹底することとしております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
加藤　裕之	2,316,000	42.37
プラスフジ株式会社	500,000	9.14
岩井　靖	170,000	3.11
株式会社SBI証券	81,900	1.49
日本証券金融株式会社	73,100	1.33
村上　彰	65,300	1.19
CGML PB CLIENT ACCOUNT/COLLATERAL	64,300	1.17
北村　博	64,000	1.17
塚本　浩之	64,000	1.17
高木　弘幸	60,000	1.09

支配株主(親会社を除く)の有無	加藤　裕之
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第一部
決算期	9 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

支配株主との取引に際しては、法令や社内規程に基づき、一般の取引と同様に適正な条件のもとに行うことを基本方針とし、取引開始にあたっては取締役会において取引内容及び取引の妥当性等について審議の上、取引の是非を決定することとしております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
高木　弘幸	他の会社の出身者											

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高木　弘幸	○	――	高木弘幸氏は現在、当社株式60,000株を保有しておりますが、この他に当社との間で人的関係、資本的関係又は取引関係その他の特別な利害関係はありません。又、同氏は経営者として豊かな経験と幅広い見識を有しており、その知識等から当社の経営体制に対する助言・意見を得られると判断したため、独立役員として選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している

定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人及び内部監査室は、監査の実効性を高めるため、それぞれの監査計画や監査結果の共有、業務の改善に向けた具体的な協議を行う等、定期的に意見交換を行い、三者間で連携を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
望月　明彦	公認会計士													
大島　充史	公認会計士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
望月　明彦	○	―	経営学修士を取得するとともに、公認会計士として経営全般及び財務会計に関する相当程度の知見を有し、経営全般における監視と有効な助言等をいただけると判断したため、独立役員として選任しております。
大島　充史	○	―	公認会計士として経営全般及び財務会計に関する相当程度の知見を有し、経営全般における監視と有効な助言等をいただけると判断したため、独立役員として選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	3 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を、全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

業績向上に対する意欲や士気を高めるとともに、企業価値の向上と経営体質のさらなる強化を図ることを目的として、付与 しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社内監査役、従業員

該当項目に関する補足説明

該当事項はございません。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

第14期（平成28年９月期）における社外取締役を除く取締役の報酬等の総額は86,550千円 であり、その内訳はすべて基本報酬であります。なお、報酬等の総額が１億円以上である者が存在しないため、提出会社の役員ごとの報酬等の総額等は記載しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

当社は、株主総会において決定する報酬総額の限度内で、取締役の報酬については取締役会、監査役の報酬については監査役間の協議により決定しております。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

社外取締役の窓口は、経営管理部が担当し、社外監査役の窓口は、常勤監査役と経営管理部が担当し、各種サポートを行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要） 更新

(1) 取締役及び取締役会
当社の取締役会は、取締役5名(うち社外取締役１名)で構成されております。
取締役会は、毎月１回の定時取締役会の他、必要に応じ臨時取締役会を開催し、迅速かつ的確な意思決定を確保しております。
取締役会においては、経営の基本方針、法令及び定款、取締役会規程の定めるところにより、経営に関する重要事項についての意思決定を行うとともに、取締役の職務の執行を監督しております。

(2) 監査役及び監査役会
当社は、監査役会制度を採用しております。
監査役会は、監査役3名(うち社外監査役2名)で構成されており、社外監査役2名は公認会計士であります。
監査役は、取締役会に出席し意見を述べる他、重要な決裁書類の閲覧等を通して、取締役の業務執行状況を監査しております。
監査役会は、毎月１回の定時監査役会の他、必要に応じ臨時監査役会を開催し、取締役の業務執行状況や内部統制システムの整備・運用状況に対する各監査役の監査結果について協議しております。

(3) 会計監査人
当社は、有限責任 あずさ監査法人と監査契約を締結し、会計監査を受けるとともに、重要な会計課題については適時適切な助言を受けております。当社の会計監査業務を執行した公認会計士の氏名及び会計監査業務に係る補助者の構成については、以下の通りであります。
業務を執行した公認会計士の氏名 西田俊之　川村英紀
会計監査業務に係る補助者の構成 公認会計士3名　その他6名
なお、継続監査年数については、7年以内であるため記載を省略しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、社外取締役1名、社外監査役2名を選任しております。独立性の高い社外取締役及び社外監査役を選任することにより、経営に対する透明性の確保と監査機能の強化を図ることができていると考えておりますが、今後、当社の事業規模の拡大に合わせてガバナンス体制のさらなる強化・充実を検討してまいります。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	他社の集中日を回避して株主総会を開催するとともに、株主の皆様にとって出席が容易な会場を確保していく方針としております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、第2四半期決算発表後及び本決算発表後、速やかに開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内にIR専用サイトを開設し、当社の決算情報、適時開示資料、決算説明会資料等を、適時開示後、速やかに掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	IR所管部署を設置し、専任者を配置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、全てのステークホルダーに対して適時適切な情報提供を行うことを、会社の重要事項として、積極的に行う方針であります。当社ホームページ、決算説明会、その他必要に応じた情報提供を行ってまいります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社及び当社子会社が、業務の適正を確保するための体制として、取締役会において決議した事項は、以下のとおりであります。

〔内部統制システムの概要について〕
(1)当社及び当社子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
a 当社及び当社子会社の取締役及び使用人が、法令・定款の遵守を徹底するため、コンプライアンス規程及び関係会社規程に基づき、企業倫理の徹底に向けた社内教育を行うとともに、法令・定款等に違反する行為を発見した場合に内部通報を機能させて社内の自浄作用を高めるように努めます。
b 当社及び当社子会社の各部門を担当する取締役は、担当部門におけるコンプライアンス、企業倫理の状況を管理・監督し、使用人への適切な教育・啓発を行います。
c 当社の内部監査室は、当社及び当社子会社のコンプライアンスの状況に関して内部監査を行います。
d 当社は、当社及び当社子会社の取締役会・監査役会をはじめ、当社内及び当社子会社内の重要な会議をとおして、当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確認するとともに、相互のチェックによる内部統制機能の強化を図ります。
e 当社は、内部通報規程に基づき、当社及び当社子会社におけるコンプライアンス体制を有効に機能させ、コンプライアンス経営への取組みを強化します。

(2)当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制並びに当社子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
a 当社は、取締役会その他重要な会議の議事録などの取締役の職務の執行に係る文書その他の情報に関して文書管理規程に基づき保存対象文書、保存期間を定め経営管理部長を文書管理責任者として、適正に保存及び管理を行います。
b 当社は、取締役及び監査役からこれらの文書等の閲覧の要請があった場合には、速やかに閲覧に供するものとします。
c 当社は、関係会社規程に基づき、当社子会社の取締役に対し、当社子会社における取締役会その他各種会議の議事録の写し等の文書を当社に提出させること等により、当社子会社における職務執行に係る事項を報告させます。また、当該提出を受けた文書については、当社担当部署で適正に保存・管理します。また、当該資料は、当社の取締役及び監査役が常時閲覧可能とします。

(3)当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
a 当社は、当社及び当社子会社の様々な経営危機に対するリスク管理体制の確立を積極的に推し進めます。
b 当社及び当社子会社のリスク管理に関しては、事前に事業に関するあらゆる潜在的なリスクを洗い出し、予防策を講じるとともに、万一リスクが顕在化する場合にも損失を最小限にとどめるための措置をとります。
c 当社及び当社子会社のリスクが顕在化した場合は、経営トップに対して迅速・正確に情報を伝達し、当社グループを挙げて処置にあたり、リスク処理完了後においては再発防止策を策定し実行する等、組織的なリスク管理を行います。
d 当社及び当社子会社の各部門は、関連規程に則り、自部門のリスクを調査・把握し、各部門責任者において管理を行います。
e 当社は、代表取締役社長に直属する部署として内部監査室を設置し、内部監査規程に基づき、当社及び当社子会社における業務監査の状況を評価するとともに、必要に応じて直接業務監査を実施します。

(4)当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
a 当社は、取締役会を毎月１回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催します。当社は、迅速かつ的確な経営判断を補完する目的で、経営会議を設けます。また、当社子会社の取締役会は各社の事情に応じつつ法令を遵守して定期的に開催する他、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、遅滞なく重要案件を審議する体制を確保します。
b 取締役会規程、職務権限規程、業務分掌規程において、当社及び当社子会社の取締役及び使用人の役割と職務分担を明確にし、当該担当業務の執行については、職務権限規程を適宜見直し、決裁制度の中で適宜権限委譲を進め、適正かつ効率的な体制を確保します。

(5)当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
a 当社及び当社子会社は、グループ全体の企業価値向上をめざした経営を行い、社会的責任を全うし、かつグループ会社間における情報の共有化や適時適切な時期での意思決定を行います。
b 当社及び当社子会社にとって重要な案件は、必要に応じて当社の取締役会に付議し、関係会社規程及びその他関連諸規程に基づいて、グループ会社の管理監督を実施し、当社子会社は当社に対して適時適切な報告・相談などを行います。
c 当社の監査役及び内部監査室は、当社及び当社子会社におけるこれらの業務の実施状況を監査します。

(6)監査役の職務を補助すべき使用人を置くことに関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに監査役から当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
a 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役と協議のうえ、必要に応じて使用人を配置できる体制とします。
b 監査役を補助すべき使用人を置いた場合、その人事異動及び人事評価については、監査役の同意を得るものとするほか、当該使用人は、当社の業務執行に係る役職を兼務しないこととする等、当該使用人の取締役からの独立性及び監査役からの指示の実効性の確保に努めます。
c 監査役の職務を補助すべき使用人を置く場合、当該使用人は、他の業務に優先して監査役の職務の補助業務に従事します。

(7)当社の取締役及び使用人並びに当社子会社の取締役及び使用人が当社監査役に報告するための体制、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保する体制、その他当

社監査役への報告に関する体制、並びに当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
a 当社並びに当社子会社の取締役及び使用人は、監査役の要請に応じて速やかに必要な報告及び情報提供を行うこととします。
b 当社及び当社子会社の監査役が、代表取締役と定期的な会合を持ち、会社が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行うことができる体制とします。
c 当社及び当社子会社の監査役が、必要に応じて、内部監査活動を行う内部監査室と連携を図り、情報交換を行うとともに監査の実効性が確保できる体制とします。
d 当社及び当社子会社は、直接又は当社が設置する社内外の通報窓口を通じて間接に当社監査役に報告した者が、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを受けないことを確保する体制を整備します。
e 当社監査役は、当社及び当社子会社に対する監査の実施にあたり、必要に応じて外部専門家等を活用します。
f 当社監査役がその職務の遂行について生じる費用の前払又は償還等の請求をしたときは、担当部門において当該費用又は債務が当該監査役の職務の遂行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理するものとします。

〔内部統制システムの運用状況の概要について〕
当社は、上記の内部統制システムの概要に基づき、会社の業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めており、当事業年度における運用状況の概要は以下のとおりであります。
a 取締役会は、社外取締役1名を含む取締役5名で構成し、監査役3名も出席した上で取締役会規程及び関連規程に基づき開催し、取締役の職務執行を監督いたしました。
b 内部監査室は、内部監査計画に基づき、法令・社内規程等の遵守状況について、各部門を対象とする監査を実施し、その結果及び改善状況を代表取締役社長に報告いたしました。
c 社外監査役を含む監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づいて監査を行うとともに、代表取締役社長及び他の取締役、内部監査室、会計監査人との間で意見交換を実施し、情報交換等の連携を図っております。また、月1回の定時監査役会に加え適宜臨時監査役会を開催し、監査役間の情報共有に基づき会社の状況及び内部統制システムの整備・運用状況を把握しました。さらに、取締役会に出席するとともに、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査いたしました。
d 常勤監査役は、稟議書の回付を受け、取締役及び使用人の職務の執行状況を監査するとともに、必要な場合は社内の重要会議に出席し、意見を述べました。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

(1) 基本的な考え方
当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然として対応し、違法行為や反社会的行為には一切関わらず、名目の如何を問わず、反社会的勢力に対し、経済的利益を含む一切の利益を供与しないことを基本方針としております。また、当社は企業倫理基準を定め、このような基本方針を内外に表明しております。

(2) 体制の整備
当社は、顧問弁護士等、外部の専門機関と緊密に連携し、反社会的勢力に関する情報の収集を行い、万が一、反社会的勢力からアプローチがあった場合は、経営管理部を対応統括部署として、関係部署が協力して組織的にかつ速やかに対応することとしております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

－

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

－

【会社の機関・内部統制の関係図】

